

管 更 生 資 材 特 別 調 査 業 務 委 託

標 準 仕 様 書

四條畷市都市整備部下水道河川課

管更生資材特別調査業務委託標準仕様書

第1条 適用

- 1 本仕様書は、四條畷市都市整備部下水道河川課が発注する調査委託業務に適用する。
- 2 本業務は、すべて契約書による他この仕様書、設計書並びに特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

第2条 法令の遵守等

- 1 受注者は、業務の実施にあたり関係する法令を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施にあたり必要となる法令等に関する申請資料を調査職員と協議し作成しなければならない。

第3条 中立性の保持

- 1 受注者は、業務の実施にあたり常に中立性を保持するよう努めなければならない。

第4条 秘密の保持

- 1 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第5条 疑義

- 1 受注者は、本仕様書、設計書等に記載された事項の解釈について、疑義が生じた場合は、ただちに調査職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、本仕様書、設計書等に明記の無い細部について疑義が生じた場合は、ただちに調査職員と協議しなければならない。

第6条 提出書類

- 1 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定める書類を提出しなければならない。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度変更に関する承認を得るものとする。

第7条 成果品の審査

- 1 受注者は、作業完了時に監督員の成果品審査を受けなければならない。また、作業完了時の審査の事前に十分な社内審査(別に定める)を行わなければならない。
- 2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う契約不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。また、この設計により工事発注後において前途のような契約不適合が発見され、かつ工事に手戻り等損失が生じたときは、受注者が工事請負者と協議し解決しなければならない。

第8条 引き渡し

- 1 成果品の審査合格後、特記仕様書に明記された提出図書一式を納品し、四條畷市検査員の検査合格をもって引き渡しとする。

建設資材価格特別調査委託特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、公共下水道工事に伴う建設資材価格特別調査委託に適用する。

第2条

本業務は、特記仕様書によるほか、標準仕様書及び関係法規等により実施するものとする。

第3条

本特記仕様書及び添付資料は、本業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであることから、これらに記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第4条

受注者は、常に発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに下記の段階において発注者と打ち合わせを行うものとする。なお、打合せ方法については、対面によるものの他、電話、電子メールの活用も可とする。

① 業務着手時

② 業務完了時

第5条

業務内容に疑義等が生じた場合には、調査職員と協議を行うものとする。

第6条

本業務の内容は、別紙のとおりとするが、この内容に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第7条

本業務は、四條畷市都市整備部下水道河川課が施行する公共下水道工事の積算に用いる建設資材の実勢価格を調査するものである。

第8条

- 1 調査事業所（メーカー、商社、問屋、特約店等）及びユーザー（建設工事業者等）の両者を調査し、適正な価格を報告するものとする。また、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。
- 2 調査品目の価格は、調査対象月の実勢価格とするが、取引対象月にないものについては、前月の取引価格を対象とする。
- 3 調査回数は、調査依頼時の一回とし、報告は調査職員の指示によるものとする。
- 4 調査対象業者は、流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定する。
- 5 選定方法は、対象資材の販売高、または主な資産者との取引高、販売エリア等のデータをもとに選定する。なお、当該業務の受注者が、資材もしくは人事面において関連がある資材等のメーカーを当該業務の調査対象としないものとする。

- 6 価格の決定は、原則として現場引渡し価格とするが、工場渡し等現場引渡し価格設定ができない場合は、必ずその旨明記することとする。なお、価格の決定条件を調査職員より別途指定された場合はその条件によるものとする。

第9条

調査品目は、次のとおりとするが、各品目の規格等の詳細については、調査職員と協議することとする。

(当初)

- 1 管更生材：アルファライナーH工法

(条件)

既設管径 HP ϕ 450mm

更生径 ϕ 436mm

管渠距離 L=82.97m (3 スパン)

レベル1 及びレベル2 地震動に対する耐震機能

第10条

調査対象地区は、大阪府とする。

第11条

本業務の履行期間は、令和7年7月18日までとする。

第12条

本業務における契約金の支払いは完了払いとする。

第13条

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査報告書 2部